

● 基本的な考え方

「乳児用食品」、「牛乳」の区分に該当する食品は下記の通り。

「乳児用食品」の区分に含める食品

- 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの

■ 乳児用調製粉乳



- 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの

→消費者が表示内容等により乳児向け（1歳未満）の食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。

■ 乳幼児を対象とした調製粉乳

フォローアップミルク等の粉ミルクを含む



■ 乳幼児向け飲料

飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用



■ 乳幼児用食品

おやつ等



■ その他

服薬補助ゼリー、栄養食品等



■ ベビーフード

1歳未満を対象とするもの



「牛乳」の区分に含める食品

牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料



「牛乳」の区分に含めない食品
→「一般食品」として扱う
乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ



厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について(概要)」より作成 厚生労働省

「乳児用食品」と「牛乳」については、それらの区分にどのような物が該当するのか少々判断に迷うところがあるかもしれません。

この図で示される通り、牛乳を主成分に作られた製品（チーズや発酵乳など）でも、「一般食品」の区分に含まれる物もあります。

「乳児用食品」は乳児の飲食に供することを目的として販売されるもので、消費者が表示内容などにより乳児向け（1歳未満）の食品であると認識する可能性が高いものという考え方に基いて区分されています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA18 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は100ベクレル/kgが基準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードの方が安全ということでしょうか
- ・ 4章 QA28 「乳児用食品」をどのように見分ければよいのですか
- ・ 4章 QA53 乳児用食品の「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品」とは何か、定義と範囲を明確にしてください
- ・ 4章 QA56 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか
- ・ 4章 QA58 乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのでしょうか